解散公告（第三回）

当法人は、平成二十三年九月三十日存続期間の満了により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十三年十月十一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年十月十七日

京都府舞鶴市字久田美一四一八番地の三

社団法人岡田下共和会

代表清算人　荒木　英文

解散公告（第三回）

当企業年金基金は、平成二十三年十月一日厚生労働大臣の認可により解散したので、当企業年金基金に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年十月十一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年十月十七日

広島市安佐南区大塚西六丁目二番一一号

やまびこ企業年金基金

清算人　遠藤　敬

配当公告

名古屋市東区矢田南五丁目一番一一号

破産者　中京ニックス株式会社

右の者に対する名古屋地方裁判所平成二十二年（フ）第二三三四号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当手続に参加することができる債権の総額

金三、一〇八、三二三、二一八円

（内優先的破産債権額

金三一、三四八、四七〇円）

一、配当することのできる金額

金四四、七五〇、五四九円

（内優先的破産債権額

金三一、三四八、四七〇円）

平成二十三年十月十七日

名古屋市東区白壁二丁目四番三〇号　八興第二センタービル六階

破産管財人　安藤　貞行

配当公告

愛知県名古屋市西区中小田井四丁目二〇番地二

破産者　株式会社カレーズ

右の者に対する名古屋地方裁判所平成二十二年（フ）第二〇三八号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当手続に参加することができる債権の総額

金七三八、三六八、四〇二円

一、配当することのできる金額

金四五、六四八、〇三七円

平成二十三年十月十七日

名古屋市中区錦三丁目八番七号こまビル二B

破産管財人　池田　伸之

配当公告

和歌山県伊都郡かつらぎ町大字柏木七五四番地の二

破産者　ハチクマ株式会社

右の者に対する和歌山地方裁判所平成二十三年（フ）第三号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当に加えるべき債権の総額

金四二、八〇七、六三三円

一、配当することのできる金額

金二、二九六、八七三円

平成二十三年十月十七日

和歌山市十番丁一二番地十番丁ビル二階

破産管財人　水野　八朗

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福島県いわき市内郷高坂町桜井九二番地、最後の住所福島県いわき市内郷宮町金坂一九七番地の七二　被相続人　亡　阿部　幸男

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年十月十七日

事務所福島県いわき市平字大工町六番地の一二　相続財産管理人　大谷　好信

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍埼玉県大宮市大字水判土四九一番地三、最後の住所埼玉県大宮市大字水判土四九一番地の三サントピアミズハタB一〇一号

被相続人　亡　永塚かう子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年十月十七日

事務所埼玉県さいたま市浦和区高砂二丁目六番一一号藤屋ビル四〇一さいたま浦和法律事務所

相続財産管理人　弁護士　三上　将延

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍埼玉県川口市芝四丁目二五八〇番地、最後の住所埼玉県川口市芝四丁目七番一九号

被相続人　亡　飯田　章吾

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年十月十七日

埼玉県さいたま市大宮区桜木町一丁目八番地二ＮＭビル六階神田大塚法律事務所

相続財産管理人　大塚　隆治

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都世田谷区下馬四丁目二六番地、最後の住所千葉県船橋市習志野台三丁目三番二棟一〇一号　被相続人　亡　川島　實

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年十月十七日

千葉県市川市市川南一―九―二三京葉住設市川ビル五階弁護士法人リバーシティ法律事務所

相続財産管理人　弁護士　南部　朋子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都調布市仙川町二丁目七番地二二、最後の住所東京都調布市仙川町二丁目七番地二二マンション仙川アゼリア一一〇八

被相続人　亡　杉村　孝子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年十月十七日

東京都立川市曙町二丁目一七番六号朝日生命立川ビル四階赤沼法律事務所

相続財産管理人　弁護士　清水　光子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都江東区森下四丁目一三番、最後の住所東京都江東区森下四丁目一三番一〇号

被相続人　亡　島崎　長生

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年十月十七日

東京都文京区本郷四丁目一番六号ヴェルディ本郷八階河合法律事務所

相続財産管理人　弁護士　河合　早苗

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都中野区沼袋四丁目四九六番地、最後の住所東京都八王子市宮下町九八三番地偕楽園ホーム　被相続人　亡　藤田　種男

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年十月十七日

東京都武蔵野市吉祥寺南町一丁目八番一〇号エクセレンス吉祥寺三〇一号室榎本法律事務所

相続財産管理人　弁護士　榎本　孝芳

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都小平市天神町一丁目一八〇番地、最後の住所東京都小平市津田町三丁目三七番八号　被相続人　亡　玉城　林

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年十月十七日

事務所東京都八王子市横山町五番一五号三井生命八王子ビル九階八王子ひまわり法律事務所

相続財産管理人　弁護士　狩集　英昭